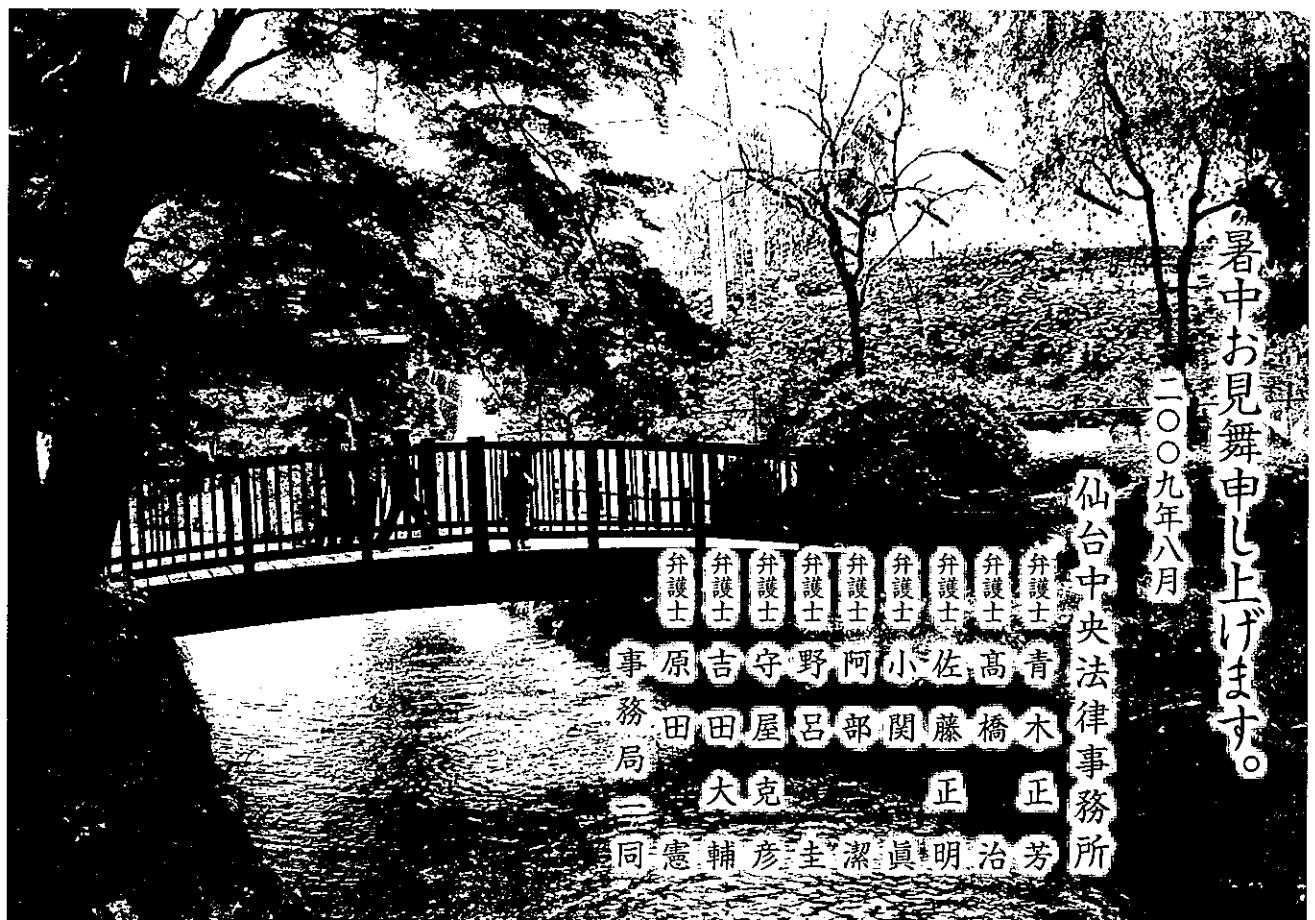


名瀬川

仙台中央法律事務所ニュース (高橋樹石氏書)

発行
仙台中央法律事務所
〒980-0803
仙台市青葉区国分町一丁目3番20号
着町ビル2階
電話 (022) 227-2291(代)
FAX (022) 227-2294
<http://www.s-chuho.com/>



七郷堀(若林区) 撮影・加藤久良

あまり報道されていないが、今年、沖縄県立美術館で開かれた「日本憲法九条下における戦後美術」展で、昭和天皇の肖像を使つたコラージュ作品が展示を拒否された事件があつた。戦後六四年、「表現の自由」とはいうが、天皇制など、なおり内実が問われているのではないかと終わる、か。その上で、平和と人権擁護の流れをぜひとも実現したいと願う。『総理大臣一人を責めたつて無駄さ』彼は象徴にすらなれやしないよ総選挙である。「数の暴力」に辛酸を嘗めさせられてきた時代がやつと終わる。「総理大臣一人を責めたつて無駄さ」彼は象徴にすらなれやしないよ総選挙である。「小田実に」と題する一編がある。「総理大臣一人を責めたつて無駄さ」彼は象徴にすらなれやしないよ総選挙である。「君の大坂弁は永遠だけど/総理大臣はすぐ代る」と。一九七二年の詩であるが、現在にもよく当てはまるのではないか。一昨年亡くなった小田実さんは、「九条の会」の呼びかけ人であった。政権交代したとしているが、現在にもよく当てはまるのではないか。私たちも、総理大臣を代えるだけでなく、護憲の旗を守り、日本の社会を市民の権利が守られる、よりよい社会にしてかねばならない。

来る八月三〇日は衆議院議員総選挙とともに「最高裁判官国民審査」の日でもあります。この国民審査を受ける最高裁判官がいます。彼は、小泉内閣時代に外務事務次官としてイラク戦争を支持し、自衛隊イラク派兵を推進した中心的人物です。自衛隊イラク派兵については、二〇〇八年四月一七日に名古屋高裁が「憲法九条一項違反」と判断しました。つまり、竹内裁判官は、違憲である最高裁判官として適切と言えるでしようか。

日本国憲法の恒久平和主義の理念を堅持し、かつそれを活かしていくためには、私たち市民の声が重要だと思います。その「声」を国民審査の場で示そう、というのが「竹内バッテン運動」の目的です。国民審査は、最高裁判官にふさわしくない人に「×」をつけるという方式で行われます。多くの方が竹内裁判官に「×」をつけるというかたちで、平和のための積極的な行動

官の中に竹内行夫裁判官がいます。彼は、小泉内閣時代に外務事務次官としてイラク戦争を支持し、自衛隊イラク派兵を推進した中心的人物です。自衛隊イラク派兵については、二〇〇八年四月一七日に名古屋高裁が「憲法九条一項違反」と判断しました。つまり、竹内裁判官は、違憲である最高裁判官として適切と言えるでしようか。

弁護士 野呂圭

をとつていただくことを期待しています。なお、同封したりーフレットは当事務所に多数ありますので、必要な方はご連絡願います。

夜間法律相談開催中
相談日等はお電話、ホームページでご確認下さい。

陸上自衛隊情報保全隊監視差止・ 國家賠償請求訴訟

弁護士 吉田大輔

前号までの広瀬川でもお伝えしているこの訴訟は、現在、第六陣まで提訴し、原告は東北全県の一〇七名に達しました。また、代理人も、新たに広く全国の弁護士三八名の方々に就任頂きました。

訴訟の進行状況ですが、現在、自衛隊による監視の対象となつた原告の方々が、どのような思いで市民活動を行つておられるか

行つておられたか、監視されたことでどのような神的苦痛を受けたか等についての意見陳述を行い、被害実態を裁判官に直接伝えています。監視対象の中には、成人式式場前で憲法の大切さを訴えるビラまきをしていただけの行動も含まれており、市民活動が広く監視され、情報が蓄積されている実態が明らかになりました。

今後の裁判期日は次の通りで、さらに被害実態を明らかにする予定です。
九月七日(月)午後四時一五分
十一月二日(月)午後四時一五分
その後は、自衛隊の実態論及び憲法論について、それぞれ別の学者の方に意見書を作成していただき、法廷での証人尋問に入る予定です。これにより、自衛隊が行つていることが表現の自由、プライバシー権、平和的生存権等の関係で許されないこと、さらには自衛隊の持つ問題性が明らかになると考えています。

多数の方の傍聴をお願い致します。

《相談日》

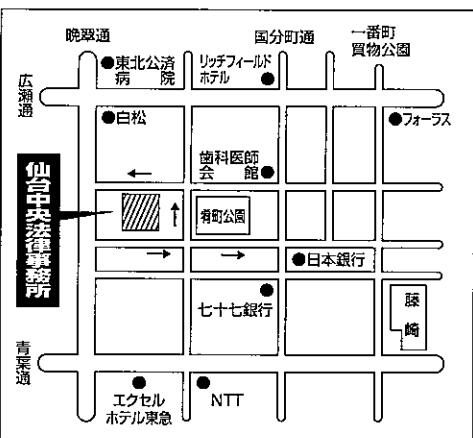
8月26日(水)
9月 7日(月)、16日(水)、28日(月)
10月 6日(火)、16日(金)、27日(火)
11月16日(月)、26日(木)
12月 7日(月)、16日(水)

《相談料》 30分 5,000円
《連絡先》 022(227)2291

法律相談の手案内

当事務所では左記のとおり相談日を設けております。
これから予定している相談日は次のとおりです。

相談は予約制となっておりま
すので、事前に電話にてご予約
下さい。



「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」に基づく市民（裁判員）が、本年五月二一日以降に起訴された重大事件について、裁判員裁判対象事件が起訴され、現在、公判前整理手続き（公判の前に争点と証拠を整理し、審理計画を立てての手続き）に付されています。な

行われます。仙台においても数件の裁判員裁判がはじまりこれまであまり検討されなかつた問題点が指摘されています。以下、その問題点についていくつか述べます。

裁判員裁判が始まりました

弁護士 原田 恵

裁判員裁判では、裁判が始まる前に裁判所から刑事裁判の原則について裁判員に説明がありますが、型どおりの説明にとどまります。そして、評議では、多数決で結論を出せますので、議論というより、裁判長が裁判員へ質問し、それぞれの意見を述べてもらうだけで足りるとされます。

例えば、裁判員が「難しくてよくわからぬけど、有罪だと思う」と話したとします。本来「わからぬ」場合には検察官が立証責任を果たしていないのですから本来無罪です。裁判長は「わからぬ場合には無罪としなければならないのです」と説明し、刑事裁判の原則を徹底させねばなりません。

しかし、裁判長によつては、明らかに刑事裁判の原則の理解が不十分な裁判員に対して、適切に説明することないまま安易に結論を出そうとすることがあります。

裁判員制度については、その実施状況をこれからも注意深く見守る必要があります。また、実際に裁判員に選ばれた市民の方には、被告人の人权擁護に資するより良い刑事裁判実現のため、その責務を充分に果たすことが期待されます。

お、実際に裁判員が裁判所に呼び出され、公判に参加するのは、一〇月以来となることが予想されます。

広瀬川第二四一号でも、裁判員裁判へ期待する点や心配な点など、ご説明いたしましたが、実際に裁判員裁判がはじまりこれまであまり検討されなかつた問題点が指摘されています。以下、その問題点についていくつか述べます。

併合審理の問題

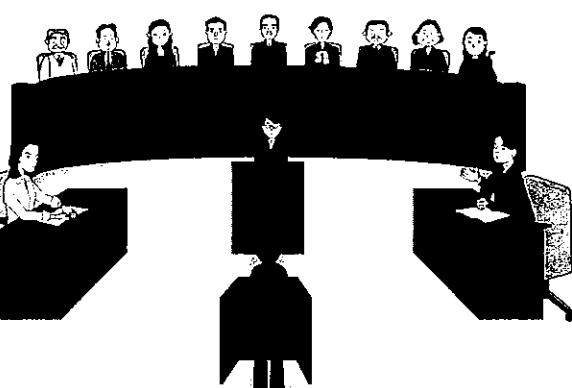
まず、併合審理の問題があります。これまでの裁判であれば、ある被告人が、傷害致死罪の他に詐欺罪を犯している場合、両罪を併合審理し、一度の裁判で適正な罪の重さを決めます。併合審理は被告人の利益のために必要と考えられてきました。

傷害致死罪は裁判員対象事件ですが、詐欺罪は対象事件ではありませんので、裁判員裁判の制度下で併合審理するならば対象事件でない詐欺罪についても裁判員裁判で審理することができますが、裁判所によつては、「裁判員の負担」が重くなるとして併合審理に消極的です。被告人の併合審理の利益が、「裁判員の負担」の軽減という、制度維持の目的のために奪われてしまふおそれがあります。

我が国の刑事裁判では、捜査機関が密室で取調べ作成した供述調書を下に裁判官がそれを追認する形で有罪判決を下す状況があり、その「調書」の問題が長く指摘されつけられました。裁判員裁判は、この「調書」から脱却する一つの契機とも思われました。

しかし、裁判所は、「裁判員のわかりやすさ」を過大に重視する傾向にあり、運用によっては調書偏重のおそれがあると思われます。

本来、被告人の供述で明らかにすべき事実については、法廷にいる被裁判」から脱却する一つの契機とも思われました。



告人自身が話せば足りますから、被告人の捜査段階での供述調書は必要ありません。しかし、裁判所は、裁判員が尋問の形式に慣れておらず尋問では事が理解し難いとして、まどりのある供述調書を朗読した方が簡便であると考へているようです。そして、捜査機関に対しても、「これまで以上にわかりやすい供述調書を作成して欲しい」と願つています。

しかし、わかりやすい供述調書を作成するということは、捜査機関が密室における取調べで被告人に自白するよう追及し、取調べ官の手でわかりやすい作文を作るということです。取調べの全過程録画が実現しない現状において、自白強要の危険という従来からの問題点は依然として克服されないこととなります。

しかし、わかりやすい供述調書を作成するということは、捜査機関が密室における取調べで被告人に自白するよう追及し、取調べ官の手でわかりやすい作文を作るということです。取調べの全過程録画が実現しない現状において、自白強要の危険という従来からの問題点は依然として克服されうことな

くあります。

評議の問題

（刑事裁判の原則について）

裁判員裁判が開始されて、各地の裁判所では市民の皆さんとの協力を得て模擬裁判が行われました。その結果わかつたことですが、裁判長ごと評議での采配の仕方には顕著な違いがあります。裁判員が「疑わしきは被告人の利益」という刑事裁判の原則を理解しないまま、結論が出されてしまう問題のある評議もありました。



仙台市立保育所廃止・民営化問題

弁護士 野呂圭

件訴訟法にいう「行政手続法」にあたらぬとして保護者らの訴えを却下（門前払い）するという

不当な判決を出しました。仙台市もこの判決を引用した主張をしてきています。しかし、この東京高裁判決は、「処分性」を承認してきた他の裁判例や学説と逆行するものであり、裁判による救済の途を閉ざすことにもなりかねません。仙台訴訟では東京高裁判決の誤りを理論的に立証するため、龍谷大学法科大学院教授・広島大學生名誉教授の田村和之先生に意見書を書いていただき、裁判所に提出したところです。

三 仙台市の公立保育所廃止・民営化問題の特徴として、年度途中の一〇月移管問題があります。この点については、保護者や保育関係者から多くの異論が出ているにもかかわらず、仙台市は頑として一〇月移管の方針を改めようとしていません。尚絅学院大学名誉教授の野呂アイ先生も、保育計画は四

月から翌年三月までの一年度で編

二 仙台でも公立保育所廃止処分の差止・取消を求めた訴訟を提起しています。同種の訴訟は全国各地で行われていますが、その中で本年一月二九日に東京高裁が条例で定める公立保育所廃止は行政事

務の実現のため、その責務を充分に果たすことが期待されます。

裁判員制度については、その実施状況をこれからも注意深く見守る必要があります。また、実際に裁判員に選ばれた市民の方には、被告人の人权擁護に資するより良い刑事裁判実現のため、その責務を充分に果たすことが期待されます。

裁判員裁判では、原告本人尋問の立保育所廃止が進められているかを明らかにしたいと考えています。

立保育所廃止が進められているかを明らかにしたいと考えています。